国が行う補助事業の再評価について

1 再評価の目的

・ 国は、補助金交付の方針の決定を行うため、事業採択後一定期間ごとに事業 実施の妥当性について総合的かつ客観的に再評価を実施。

| 事業主体評価主体 | 国(直轄事業) | 都道府県等(補助事業) |
|----------|--|--|
| 国 | 事業採択後、一定期間ごと に当該事業をとりまく諸情 勢を踏まえた評価を行い、 必要に応じ事業の見直し等 の検討を行う | 事業採択後、一定期間ごと に事業実施の妥当性につい て総合的かつ客観的に評価 し、補助金交付の方針の決 定を行う |
| 都道府県等 | | 事業採択後、一定期間ごと に当該事業をとりまく諸情 勢を踏まえた評価を行い、 必要に応じ事業の見直し等 の検討を行う |

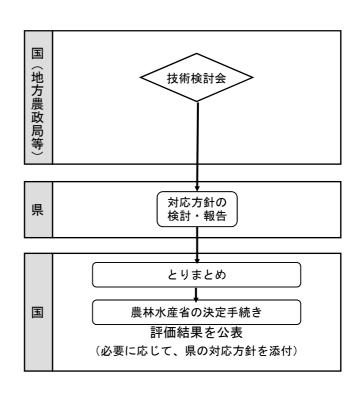
2 評価の手法

〇 全地区評価の実施

- ・社会経済情勢の変化や費用対効果分析 の算定基礎となった要因の変化、事業の 進捗状況等について整理し、技術検討会 において、意見を聴取。
- ・技術検討会で指摘された事項について は、都道府県等に対応方針の検討・報告 を求めた上で、国は評価結果を公表。

〇 技術検討会の設置

- ~ 客観的な評価の実施 ~
- ・政策評価の客観性を担保し、多様な意見の反映を図るととともに、評価手法及び透明性の向上を図るため、学識経験者等により構成される技術検討会を各地方農政局等設置



3 地区別評価結果の評価内容等

・ 各項目ごとの評価内容等は次のとおり。

| | 項目 | 評価の主たる視点又は内容 | |
|-------------|-----------------------------|---|--|
| ア | 事業の進捗状況 | ①計画工期に対して著しい変更が認められない。 ②地元負担等について、関係者間の合意形成が図 られている。 | |
| 1 | 関連事業の進捗状況 | ①「農業農村整備事業管理計画」等に即し、関連施策等との連携・調整が行われている。 ②国営附帯地区については、国営事業との進度調整が図られている。 | |
| ウ | 農業情勢、農村の状況その他 の社会経済情勢の変化 | ①受益面積の増又は減が10%未満である。 ②主要工事計画の著しい変更が認められない。 | |
| エ | 費用対効果分析の算定基礎と なった要因の変化 | ①工法や事業量の変更に伴う事業費増分(労賃又は物価の変動によるものを除く。)が計画事業費の10%未満である。 ②市町村等が策定する農業振興計画等との整合が図られている。 | |
| 才 | 環境等の調和への配慮 | 環境等の調和への配慮に関する取組み等 | |
| カ | 事業コスト縮減等の可能性 | コスト縮減に向けた取組み等 | |
| + | 地元(受益者、地方公共団体 等)の意向 | 地元の意向・要望 | |
| ク | その他 | 計画変更年月日(計画確定日)等 | |
| 事業主体の事業実施方針 | | 事業主体が決定した継続、事業内容の見直し、中 止等の方針 | |
| 事業主体の予算要求方針 | | 事業主体の事業実施方針に基づき、事業主体自ら が決定した予算要求の方針 (予算要求する、予算要求しない) | |
| 第三者の意見 | | 各地方農政局等が実施した評価結果案に対する学 識経験者等第三者の意見 | |
| 補助金交付の方針 | | 国が決定した予算割当てに関する方針 | |
| | | • | |

注: 再評価結果書における項目欄(ア〜キ)については、所定の条件を満足している場合はOを、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は-を記入している。(なお、×があっても計画変更を行う必要があるとは限らない。)